基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年四月十五日開催予定の当社臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の決議により全部取得条項の付される予定の当社普通株式（以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）につき、平成二十五年四月十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、当該株主の有する全部取得条項付普通株式を、平成二十五年四月十七日を取得日として当社が取得し、これと引換えに全部取得条項付普通株式一株につき一万二千分の一株の割合をもって当社のA種種類株式を交付する株主と定めましたので公告します。

平成二十五年四月一日

横浜市戸塚区戸塚町一四五番地

株式会社ハマ住センター

代表取締役社長　里沼　君雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年四月十八日付で、株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年四月一日

東京都杉並区高円寺南二丁目三四番一六号

シンクライフ株式会社

代表取締役　大熊　康司

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年四月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年四月一日

東京都港区浜松町二丁目七番一四号ＫＡＭＯＮビル八階

株式会社ユニバーサル

代表取締役　冷岡真一郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年四月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年四月一日

神奈川県横浜市旭区川島町逆田二八八八番地

株式会社神奈川フジカラー

代表取締役　遠藤　稔

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年五月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年四月一日

岡山市北区幸町六番三三号

旭製菓株式会社

代表取締役　則武　真一

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年五月二日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年四月一日

千葉県松戸市南花島四丁目六五番地五

環境資源株式会社

代表取締役　阪田　勇

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である山崎亮雄が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十五年四月一日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号

Zeon Investments LLC

日本における代表者　山崎　亮雄

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である山崎亮雄が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十五年四月一日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号

アワジ・インベストメンツ・エルエルシー

日本における代表者　山崎　亮雄

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である山崎亮雄が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十五年四月一日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号

カラスマ・インベストメンツ・エルエルシー

日本における代表者　山崎　亮雄

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である髙野紀之が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年四月一日

東京都港区赤坂五丁目二番二〇号

ダブリュビーエス・ファンディング・カンパニー

日本における代表者　髙野　紀之

限定承認公告

本籍岐阜県加茂郡七宗町神渕一三四一六番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　渡邉　明

右被相続人は平成二十五年一月二十二日死亡し、その相続人は平成二十五年三月二十一日岐阜家庭裁判所御嵩支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月一日

岐阜市神田町一丁目一〇番地二小森ビル四階　弁護士法人長良橋通り法律事務所

相続財産管理人渡邉弘

代理人弁護士　横山　文夫

限定承認公告

本籍三重県伊賀市市部二六一五番地一、最後の住所三重県伊賀市市部二六一五番地の一

被相続人　亡　山口　正惠

右被相続人は平成二十五年一月十六日死亡し、その相続人は平成二十五年三月十三日津家庭裁判所伊賀支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月一日

三重県津市丸之内三三番二六号　三重合同法律事務所

限定承認者　山口　哲男

代理人弁護士　木村　夏美

限定承認公告

本籍京都市右京区鳴滝松本町一六番地、最後の住所京都府宇治市木幡南山八〇番地の一二九

被相続人　亡　山添　惣一

右被相続人は平成二十四年十一月二十八日死亡し、その相続人は平成二十五年三月二十六日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月一日

京都府宇治市木幡御蔵山三九番地一三五〇

限定承認者　山添　節

限定承認公告

本籍鳥取県鳥取市秋里八九七番地、最後の住所鳥取県倉吉市山根六三二―三青柳荘一階一号室

被相続人　亡　田中　誠

右被相続人は平成二十四年十二月十一日死亡しその相続人は平成二十五年三月二十一日鳥取家庭裁判所倉吉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月一日

鳥取県鳥取市田園町一丁目二八二番地市住Ｒ四―一〇号

限定承認者　田中えづ江

限定承認公告

本籍福岡県朝倉郡筑前町三並一八七八、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　一木　忠光

右被相続人は平成二十四年十二月二十七日死亡し、その相続人は平成二十五年三月十三日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月一日

福岡県筑紫野市湯町三丁目一―一

相続財産管理人　一木　孝敏

限定承認公告

本籍大分県大分市大字丹生四九三番地、最後の住所大分県別府市大字鶴見四四九一番地の一一

被相続人　亡　岡村九州男

右被相続人は平成二十四年十二月二十一日死亡し、その相続人は平成二十五年三月二十一日大分家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月一日

福岡市南区屋形原二丁目四〇番三四号

限定承認者　興梠みさ子

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月三十日付特第六号三二
第七〇号九六ページ●同日

〇ページ●四月一日付第六九号二二四ページ●同日付
政府調達第五九号八〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部（配送料別）一三六円（本体一三〇円）